



長野県報

7月7日(木)
平成23年
(2011年)
第2282号

目 次

告 示

障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定（障害者支援課）	2
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の名称の変更の届出（障害者支援課）	2
林道事業補助金交付要綱の一部改正（信州の木振興課）	3
公共測量の実施（建設政策課）	5
長野県収入証紙売りさばき人の氏名（名称）及び売りさばき場所の変更の届出（会計課）	5

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民協働・NPO課）	5
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（3件）（県民協働・NPO課）	5
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（都市計画課）	6
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可（都市計画課）	6
事務所の所在地を確知できない宅地建物取引業者（建築指導課）	6
特定調達契約に係る一般競争入札（生活排水課）	7
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出（企業局）	8
特定調達契約に係る一般競争入札（生活排水課）	8
一般競争入札（ものづくり振興課）	10
一般競争入札（人材育成課）	11
一般競争入札（6件）（高校教育課）	12
一般競争入札（保健厚生課）	16
正誤（都市計画課）	17


長野県告示第495号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成23年7月7日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所 在 地	指定した年月日
訪問看護ステーションしらかば	東御市大字鞍掛610-2	平成23年6月1日
木曽訪問看護ステーション	木曽郡木曽町日義4852-1	平成23年6月1日
南部訪問看護ステーションさくら	下伊那郡阿南町東条1399	平成23年6月1日
飯伊訪問看護ステーション	飯田市鼎切石4358-1	平成23年6月1日
訪問看護ステーションメディックあづさ	松本市梓川倭2317-1	平成23年6月1日
クオール松本薬局	松本市中央2-5-20	平成23年6月1日
松本寿とをしや薬局	松本市寿南1-254-1	平成23年6月1日
(株)日医調剤ちの薬局	茅野市ちの字波沢628-4	平成23年6月1日

障害者支援課

長野県告示第496号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称の変更があった旨の届出がありました。

平成23年7月7日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療

変更前の医療機関の名称	変更後の医療機関の名称	変更した年月日
長野寿光会 上山田診療所	長野寿光会 上山田病院	平成23年4月1日
ジャスコ新中野店薬局	イオン薬局中野店	平成23年3月1日
ジャスコ上田店薬局	イオン薬局上田店	平成23年3月1日

障害者支援課

長野県告示第497号

林道事業補助金交付要綱（昭和34年長野県告示第633号）の一部を次のように改正し、平成23年度の補助金から適用します。

平成23年7月7日

長野県知事 阿部守一

第2第1項の表の森林環境保全整備事業の項を次のように改める。

森林環境保全整備事業	林業専用道整備事業	<p>1 林業専用道（間伐作業をはじめとする森林施業の用に供し、専ら木材輸送用車両の通行等に供する恒久的施設として整備すべき林道をいう。以下同じ。）の開設に要する経費</p> <p>2 作業ポイント及び作業路等との接続路の整備に要する経費</p>	<p>事業費（事業費、工事費及び県が当該事業を指導監督するのに要する経費を除いたものをいう。以下同じ。）の100分の46以内。ただし、市町村が行う過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）をいう。以下同じ。）の市町村及び振興山村の地域（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村をいう。以下同じ。）における事業については事業費の51/100以内 事業費の100分の46以内</p>
	環境林整備事業	森林管理道（森林整備に直結する林内路網を形成する上で、恒久的施設として整備すべき林道をいう。以下同じ。）の開設に要する経費	事業費の100分の51以内。ただし、森林組合等が行う過疎地域及び振興山村地域における事業については100分の56以内

第2第1項の表の森林居住環境整備事業の項、農業用水水源地域保全整備事業の項及び道整備交付事業の項を削り、同表の農山漁村地域整備交付金の項を次のように改める。

農山漁村地域整備交付金事業	育成林整備事業 利用区域内森林面積（当該路線の利用対象となる地域内の森林面積をいう。以下同じ。）に対する森林整備実施予定面積の割合が20%以上のもの	<p>1 林道整備（森林管理道、林業専用道及び森林施業道（森林管理道を補完し、専ら森林整備用車両の通行等に供する恒久的施設として整備すべき林道をいう。以下同じ。）の開設）に要する経費</p> <p>(1) 森林造成林道（間伐を行うために開設する開設する林道、水源山地において複層林施業を行ったための保安施設事業と林道の開設とを一体とした事業に係る林道及び保安林整備臨時措置法（昭和29年法律第84号）第8条第1項の規定に基づき指定された特定保安林の整備を行うために開設する林道をいう。以下同じ。）に係るもの</p> <p>(2) 峰越連絡林道（林業生産基盤の整備を図り、農山村地域の振興に資するため、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知。以下「林道規程」という。）に規定する自動車道に該当する既設の林道（以下「既設林道」という。）と他の既設林道又はこれと同程度の構造を有する道路施設との相互間を峰越し等により連絡する林道をいう。以下同じ。）に係るもの</p> <p>ア 幹線林道</p> <p>(7) 市町村が行うもの</p> <p>(1) (7)以外の者が行うもの</p> <p>イ その他の林道</p> <p>(3) (1)及び(2)以外の林道に係るもの</p> <p>2 作業ポイント及び作業路等との接続路の整備に要する経費</p>	<p>事業費の100分の51以内。ただし、森林組合等が行う過疎地域の市町村及び振興山村の地域における事業については事業費の100分の56以内</p>
			<p>事業費の100分の51以内</p> <p>事業費の300分の203以内</p> <p>事業費の100分の51以内</p> <p>事業費の100分の46以内。ただし、過疎地域の市町村及び振興山村の地域における事業については事業費の100分の51以内</p> <p>事業費の100分の46以内</p>

	共生環境整備事業	1 林道整備（森林管理道開設）に要する経費 (1) 森林造成林道に係るもの (2) 峰越連絡林道に係るもの ア 幹線林道 (7) 市町村が行うもの (1) (7)以外の者が行うもの イ その他の林道 (3) (1)及び(2)以外の林道に係るもの	事業費の100分の51以内。ただし、森林組合が行う過疎地域の市町村及び振興山村の地域における事業については事業費の100分の56以内
		2 森林空間総合整備事業における林道整備（林道改良・舗装）に要する経費 (1) 幹線林道に係るもの (2) その他の林道に係るもの	事業費の100分の46以内。ただし、過疎地域の市町村及び振興山村の地域における事業については事業費の100分の51以内 事業費の100分の51以内 事業費の100分の31以内。ただし、舗装を実施する場合は事業費の300分の103以内

第2第1項の表の林道施設災害復旧事業の項の前に次のように加える。

地域自主戦略交付金事業	森林環境保全整備事業	1 育成林整備事業 農山漁村地域整備交付金の項の経費の欄に準ずる。ただし、利用区域内外森林面積に対する森林整備実施予定面積の割合が20%未満のものに限る。 2 林道改良事業に要する経費 (1) 幹線林道に係るもの (2) その他の林道に係るもの	農山漁村地域整備交付金の項の補助率の欄に準ずる。 事業費の100分の51以内 事業費の100分の31以内。ただし、舗装を実施する場合において、幹線林道は事業費の100分の51以内、その他の林道は事業費の300分の103以内
	森林居住環境整備事業	1 フォレスト・コミュニティ総合整備事業に要する経費 (1) 森林基幹道（森林整備の基礎となり、生活環境の改善にも資する骨格的な林道をいう。以下同じ）の開設に係るもの (2) 森林基幹道の改良及び舗装に係るもの ア 幹線林道に係るもの イ その他林道に係るもの (3) 林業施設用地整備及び作業ポイントの整備に係るもの	事業費の100分の51以内。ただし、森林組合等が行う場合については事業費の100分の66以内 事業費の100分の51以内 事業費の100分の31以内。ただし、舗装を実施する場合は事業費の300分の103以内 事業費の100分の51以内
道整備交付金事業		農山漁村地域整備交付金及び地域自主戦略交付金の項の経費の欄に準ずる。	農山漁村地域整備交付金及び地域自主戦略交付金の項の補助率の欄に準ずる。

第2第1項の表の林道施設災害復旧事業の項及び林道施設災害関連事業の項を次のように改める。

林道施設災害復旧事業	林道施設災害復旧事業に要する経費 (1) 奥地幹線林道 (2) その他林道	事業費の100分の65以内 事業費の100分の50以内
林道施設災害関連事業	林道施設災害関連事業に要する経費 (1) 奥地幹線林道 (2) その他林道	事業費の100分の55以内。ただし、森林組合等が行うものについては事業費の100分の60以内 事業費の100分の50以内

第2第1項の表の災害関連山村環境施設復旧事業の項中「100分の50」を「事業費の100分の50」に改め、同表の森林地域環境整備事業の項を削り、同表の県単林道事業の項中「100分の40」を「事業費の100分の40」に改める。

様式第3号の備考の2中「森林管理道」の次に「、林業専用道」を加える。

長野県告示第498号

茅野市長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成23年7月7日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（都市計画基本図作成）

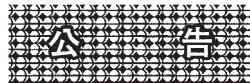
2 作業期間

平成23年7月11日から平成24年1月31日まで

3 作業地域

茅野市

建設政策課

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年7月7日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成23年6月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ざいごう

3 代表者の氏名

古澤 良春

4 主たる事務所の所在地

上水内郡信濃町大字富濃1994番地3

5 定款に記載された目的

この法人は、信濃町又は上越市近郊への移住希望者及び各町内の転居希望者その他の者に対して、住宅の提供、物件の売買情報の提供、賃貸物件の情報の提供に関する事業を行い、人口増加による街づくりの推進と経済活動の活性化に寄与する。また、既移住者間の相互交流と親睦を図ることを目的とする。

県民協働・NPO課

長野県告示第499号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、平成23年7月1日、次のとおり売りさばき人の氏名（名称）及び売りさばき場所変更の届出がありました。

平成23年7月7日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の 氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
新 セブンイレブン佐 久野沢北店 糸 和義	佐久市野沢286-1	セブンイレブン佐 久野沢北店
旧 ローソン野沢店 糸 政昭	佐久市野沢286-1	ローソン野沢店

会計課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年7月7日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成23年6月23日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ウエルライフ梓峰

3 代表者の氏名

高山 紀夫

4 主たる事務所の所在地

松本市大字島内332番地

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者や高齢者に対する障害者グループホーム・ケアホーム、高齢者短期入所生活介護等の介護事業、居宅介護支援及び訪問介護等の事業を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

県民協働・NPO課